

神戸コンシューマー・スクール(第1期)の概要

学 長 神戸市長

学習期間 平成21年9月5日(土)～平成22年3月31日(水)

時 間 原則として、毎週土曜日に開講します。
(午前)10時～12時、 (午後)1時～3時

会 場 あすてっぷ KOBE、又は 婦人会館

学習単位数 2時間相当の学習(家庭での学習時間を除く)を1単位とします。

受講単位数 61単位

(内訳) 合同講義 42単位(必須)

ゼミナール 15単位(全45単位中、15単位を選択)

見学会・視察 2単位

研究発表会 2単位

講義内容

- ・新たな消費者問題を把まえ、その対処法を広く市民に啓発していく能力を身につけます。
- ・前半は合同講義が中心で、法律、経営、経済、食料、環境など、多分野にわたる消費者問題に関する基本的な事項を学習します。
- ・後半はゼミナールが中心で、少人数授業で実践力・応用力を養います。
- ・ゼミナールでは、担当教員から、レポート作成が課題として出されます。
- ・視察・見学会は平日に実施する予定です。(日時未定)
- ・最終日に研究発表会を予定しています。

修了要件

次の～をすべて満たすことが必要です。

合同講義、見学会・視察で7割以上、出席すること

3つのゼミナールを修了すること

研究発表会で、レポートを提出し、発表を行うこと

修了後の活動

神戸市に「消費生活マスター」として登録します。

消費者教育活動や、消費生活相談員等への指導活動に対し、市は支援を行います。

市から消費者行政に関連する事業について協力を求めることがあります。

カリキュラム（単位数及び科目は、変更される場合があります）

分野・科目		単位数	
合同講義 (必須)	総論	消費者運動	2
	法律	消費者法	1
		消費者トラブル事例研究	1
		ケーススタディ	4
	経営・経済	マーケティング	3
		消費者行動	1
		環境経済	1
		経済動向・物価	3
		経済統計	1
		金融・保険	1
		情報産業	1
		情報処理	1
		CSRの最前線	1
	食料	食の安全・安心	2
	環境問題		1
	心理学		1
	消費者教育の手法		1
	製品事故についての基礎知識		1
	生協活動		1
	プレゼンテーション技術		1
	犯罪学		1
適正な広告		1	
消費者行政		2	
その他		5	
小計		42	
ゼミナール (選択制)	法律 A(消費者法)		5
	法律 B(消費者トラブル事例研究)		5
	経営(消費者行動)		5
	食の安全安心		5
	パソコンによる経済分析		5
	環境問題		5
	生協活動		5
	企業経営と顧客		5
	消費者教育		5
	小計		45
見学会・視察		2	
研究発表会		2	

【参考】神戸の消費者教育体系について

神戸市では、学校教育や社会人を対象として消費者教育を推進しています。

「神戸コンシューマー・スクール」は、最もレベルの高いところに位置づけられます。

下記の消費者教育事業の実施予定等につきましては、神戸市消費生活課
(電話 078-322-5185) までお問い合わせください。

- くらしのいきいきトーク 神戸市消費者協会の職員による出前講座。(随時)
- 消費生活講座 毎回テーマを変えて開催する市民講座。(年6回)
- 神戸消費者フェスティバル ワークショップやシンポジウムを通じて、消費者と事業者による意見交換等を行う。(年1回実施)
- 消費生活相談員養成講座 国民生活センターと共催。20日間連続講座。(21年度募集終了)

神戸市の消費者教育

